

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	固定資産税関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

南部町は、固定資産税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

鳥取県南部町長

公表日

令和7年10月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	固定資産税関係事務
②事務の概要	地方税法、その他地方税に関する法律及び南部町税条例に基づき、固定資産税(土地・家屋・償却資産)に関する賦課資料の収集・評価・賦課・証明書発行・統計処理等を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①所有資産の照会 ②所有者の特定 ③賦課及び徴収のために行う事務 ④償却資産申告データの入力 ⑤納税通知書、課税明細書の出力
③システムの名称	1. 固定資産税システム 2. 地方税電子申告システム 3. 統合宛名システム 4. 中間サーバー・ソフトウェア

2. 特定個人情報ファイル名

(1)固定資産税ファイル (2)地方税電子申告ファイル (3)宛名情報ファイル (4)住登外者宛名情報管理ファイル
--

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）（以下、番号法）第9条第1項 別表第一第24の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第16条
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和7年デジタル庁・総務省令第13号）第2条の表第48の項、第50条

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	税務課
②所属長の役職名	税務課長

6. 他の評価実施機関

なし

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	南部町役場 デジタル推進課 〒683-0351 鳥取県西伯郡南部町法勝寺377番地1 TEL:0859-46-0108
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	南部町役場 税務課 〒683-0351 鳥取県西伯郡南部町法勝寺377番地1 TEL:0859-66-4802
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [○] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない（入手） [] 接続しない（提供）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報による照会を行っている。		
9. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査	[] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発		
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	「南部町情報セキュリティポリシー」において、「情報セキュリティ基本方針」として本町の情報セキュリティ対策の基本的な方針を示し、「情報セキュリティ対策基準」として情報セキュリティ対策を行うための統一的な基準を定めている。これをもとに、以下を徹底する運用としている。 ・特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか、複数人による確認を行っている。 ・特定個人情報が記録された書類等を廃棄する場合には、必ずシュレッダーを使用する。 これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和元年6月28日	個人のプライバシー等の権利 利益の保護の宣言 特記事項	固定資産税事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報 保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に 関しても契約に含めることで万全を期している。	-	事後	
令和元年6月28日	I . 1. ③	固定資産税システム 地方税電子申告支援サービス 総合窓口システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア	固定資産税システム 地方税電子申告支援サービス 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア	事後	
令和7年6月16日	II . 1	平成31年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	
令和7年6月16日	II . 2	平成31年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	
令和7年6月27日	I . 7	南部町役場 総務課 〒683-0351 鳥取県西伯郡南部町法勝寺 377番地1 TEL:0859-66-3112	南部町役場 デジタル推進課 〒683-0351 鳥取県西伯郡南部町法勝寺377 番地1 TEL:0859-46-0108	事後	
令和7年10月1日	I . 1. ②	地方税法等の規定にのっとり、 固定資産税課税台帳(土地・家屋・償却資産) の評価・賦課・証明書発行・統計処理等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用 する。 ①所有資産の照会 ②賦課及び徴収のために行う事務 ③償却資産申告データの入力 ④納税通知書、課税明細書の出力	地方税法、その他地方税に関する法律及び南 部町税条例に基づき、固定資産税(土地・家屋・ 償却資産)に関する賦課資料の収集・評価・賦 課・証明書発行・統計処理等を行う。特定個人 情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①所有資産の照会 ②所有者の特定 ③賦課及び徴収のために行う事務 ④償却資産申告データの入力 ⑤納税通知書、課税明細書の出力	事後	
令和7年10月1日	I . 1. ③	1. 固定資産税システム 2. 地方税電子申告支援システム 3. 統合宛名システム 4. 中間サーバー・ソフトウェア	1. 固定資産税システム 2. 地方税電子申告システム 3. 統合宛名システム 4. 中間サーバー・ソフトウェア	事後	
令和7年10月1日	I . 2	(1)固定資産税課税台帳ファイル (2)地方税電子申告情報ファイル (3)宛名情報ファイル	(1)固定資産税課税台帳ファイル (2)地方税電子申告ファイル (3)宛名情報ファイル (4)住登外者宛名情報管理ファイル	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月1日	I . 3	番号法第9条第1項 別表第一の16の項 並びに内閣府・総務省令第16条	行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律（平成25年法律 第27号）（以下、番号法）第9条第1項 別表第一 第24の項 行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令（平成26年内 閣府・総務省令第5号）第16条	事後	
令和7年10月1日	I . 4. ②	番号法第19条7号、別表第二の27の項 並びに内閣府・総務省令第20条	番号法第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律第19条第8号に 基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 （令和7年デジタル庁・総務省令第13号）第2条 の表第48の項、第50条	事後	
令和7年10月1日	IV . 4		十分である	事後	
令和7年10月1日	IV . 8		十分である 本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基 ネット照会を行う際には4情報による照会を行っ ている。	事後	
令和7年10月1日	IV . 11 判断の根拠		「南部町情報セキュリティポリシー」において、 「情報セキュリティ基本方針」として本町の情報 セキュリティ対策の基本的な方針を示し、「情報 セキュリティ対策基準」として情報セキュリティ対 策を行うための統一的な基準を定めている。こ れをもとに、以下を徹底する運用としている。 ・特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚 等に保管することを徹底する。 ・不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記 録された書類等が混入していないか、複数人 による確認を行っている。 ・特定個人情報が記録された書類等を廃棄する 場合には、必ずシュレッダーを使用する。 これらの対策を講じていることから、特定個人 情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十 分である」と考えられる。	事後	